

2024年4月 待ったなし! 「建設業」働き方改革に備える!

雇用管理研修のご案内【無料／厚生労働省委託事業】

2024年4月1日から建設業で時間外労働の上限規制が適用となり、まさしく本格的な「働き方改革」が始まります。今なぜ建設業で働き方改革が求められているのか、それは現在の働き手の環境を改善することはもちろんですが、その先には「次世代の担い手の確保」が大きな課題となっているためです。そのため「雇用管理責任者」の役割と責任は大きく、建設業が抱えている雇用環境の現状を理解し、働き方改革を実行しなければなりません。大変革に備えるため、何をどうすべきかをこの研修で明快に解説いたします。

ぜひご参加ください。本研修は厚生労働省委託事業で無料です。

■「雇用管理責任者」について

建設事業主は、入職者の募集、雇入れ、配置に関する事等、雇用管理に関する事項を管理させるため「雇用管理責任者」を選任しなければならないと、下記の通り法律によって定められています。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）

（雇用管理責任者）

5条 事業主は、建設事業（建設労働者を雇用して行うものに限る。）を行う事業所ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業所において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

- 1 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事
- 2 建設労働者の技能の向上に関する事
- 3 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関する事

4 前3号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理責任者を選任した時には、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業所に掲示する等により当該事業所の建設労働者に周知させるよう努めなければならない。

3 事業者は雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせるなど、第1項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

■ポイント

- ①事業所（支店や営業所）ごとに選任しなければなりません。
- ②雇用管理責任者には、新しい知識の習得及び向上が求められています。
- ③雇用管理責任者のみならず、それに準ずる方、雇用管理の知識を習得したい方もご参加ください。
- ④職別工事業者も事業所ごとに選任する必要があります。協力業者の方々にも広くご案内ください。
- ⑤参加者の企業名と参加者名は厚生労働省に提出します。（研修終了後に修了証を発行します）

建設事業者のための 雇用管理研修のご案内

受講料
無料!

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です！

令和5年度 建設労働者雇用支援事業では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識や最新の法改正と対応等の習得を目的とした研修を全国47都道府県にて無料で実施しています。

対象となる方 雇用管理責任者、それに準ずる立場の方、雇用管理の知識を習得したい方、等

基礎講習

※昼食は各自でご用意ください。

※講義に集中しやすい対面講習、移動時間削減ができるオンライン講習、どちらでもお好きな方でご受講いただけます。

講習内容

- 雇用管理責任者の役割
- 建設業を取巻く雇用環境
 - 高齢化社会とその影響
 - 「建設雇用改善計画」の概要
 - 建設現場の技術革命
- 建設業が取り組むべき課題
 - 定着化の促進
 - 長時間労働の是正
 - 週休2日制への移行
 - 適正賃金水準の確保
 - 助成金制度の有効活用 等



※オンラインは、Zoomでの受講となります。



対面講習 [定員：各15名]

高知市 【日時】10/5 (木) 9:30～17:00
11/8 (水) 9:30～17:00

【会場】高知県建設会館 4F ホール
【住所】高知市本町 4-2-15

オンライン講習 [定員：各25名]

9:30～17:00

日程につきましては、下記専用 Web サイトにてご確認ください。

コミュニケーションスキル等向上コース

建設労働者の高齢化・若年者離職率の高さによる人材不足の問題を改善するためにより働きやすい職場づくりが求められています。講義とグループワークを通じて若年者や部下への関わり方や、職場でのモチベーション維持・向上の手法について事例を基に学びます。

講習内容

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 建設業界の背景及び概要 編 | 2. 事例 編 |
| (1) 建設業への期待と構造的課題 | 事例検討①「部下からの相談 (その1)」 |
| (2) 建設業に求められる働き方改革 | 事例検討②「部下からの相談 (その2)」 |
| (3) 若年層の「働くことの意識」 | 事例検討③「辞めたい部下の相談」 |

対面講習のみ [定員：10名] 13:00～16:30

高知市 【日時】12/21 (木)
【会場】高知県建設会館 4F ホール
【住所】高知市本町 4-2-15

受講者の声



部下からの相談対応が間違っていたことに気づかされた。

職長、事務職、営業職といった様々な立場の参加者と意見交換することで、新たな学びを得た。

◆研修終了後、後日修了証を交付 (PDF ファイル) します。※参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出します。
*新型コロナウイルス感染対策として三密を避け、ゆとりある座席配置をしております。

詳細・お申込みは専用 Web サイトへ

専用Webサイト

雇用管理研修



<https://koyoukanri.chosakai.jp>

※キャンセルの際は事前にご連絡ください。
※体調不良等、急なご事情であれば当日でも結構です。
※詳細なカリキュラムは専用 Web サイトをご確認ください。

お問合せ先 (株)労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

☎ 03-3915-7221

point!

オンライン講習を受講される際のご注意

専用 Web サイト



- オンライン講習はZoomを使用します。事前にアプリケーションをダウンロードしてください。※専用Webサイト「オンライン講習のご注意」をご確認ください。
- 受講日の10日前までの受付となります。
- テキストは郵送、受講用URLはメールで送付します。
- 修了証はPDFにて発行・交付いたします。